

質 問 内 容	・ 本工事は週休2日試行工事については除外ですか。 ・ 建設工事の最低制限価格の設定について、直接工事費の額に10分10、共通仮設費の額に10分の9、共通仮設費の額に10分の8、現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額に変更はありませんかご教示願います。
	※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。



（回答）

1. 週休2日試行工事については除外（補正無し）となります。
2. 最低制限価格の設定については直接工事費の額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額の合計額としています。
詳細は別紙要領をご覧ください。

那覇港管理組合が発注する建設工事等に係る最低制限価格取扱要領（令和6年6月17日
施行版） 〈抜粋〉

（最低制限価格の設定）

第3条 前条に規定する建設工事等において、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する最低制限価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については、失格とする。

2 最低制限価格は、那覇港管理組合契約規則第15条に基づき、予定価格に次の各号により算出した額とする。また、工事等の難易度、規模、履行期間等を考慮して最低制限価格の100分の1の範囲内で減ずることができるものとする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

なお、算出に当たっては別表第1から第4に留意するものとする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額